合意書

Ａ（以下、「甲」という。）とＢ（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に2020年12月に納入したＣ部品の欠陥により乙が損失を被った事案（以下、「本件」という。）について、以下の通り、合意する。

（合意した内容）

１．甲は、乙に対し、本件の解決金として金100万円の支払義務を負うことを認める。

２．甲は、乙に対し、前項の金員を、2021年１月から同年4月まで、毎月末日限り、各金25万円ずつ分割して、乙指定口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

３．甲が前項の支払を１回以上怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、甲は、乙に対し、第1項の100万円から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を直ちに支払うものとする。

４．甲及び乙とは、本件について本合意書に定めるほか、何らの債権債務を負わないことを相互に確認する。

（合意書の通数・保管方法）

本合意が成立した証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

（合意書の作成日付）　　2021年1月10日

（当事者の署名捺印）　甲　　　Ａ社　　　㊞

　　　　　　　　　　　乙　　　Ｂ社　　　㊞